

活動火山対策特別措置法（活火山法）改正の検討の経緯及び趣旨

検討の経緯

- 令和4年（2022年）10月24日、火山噴火予知・対策推進議員連盟（火山議連）に対して、火山防災強化推進都道府県連盟（23都道府県）からの要望があった。
- 令和4年（2022年）11月15日、活火山法改正プロジェクトチーム（PT）設立会合を開催し、意見交換を行った。
- 令和4年（2022年）12月13日、PT第2回会合において、清水洋九州大学名誉教授（火山噴火予知連絡会会長）からのヒアリング等を行った。
- 上記のほか、書面により、火山防災強化市町村ネットワーク（167市町村）等の関係団体や火山専門家等から要望を受けた。
- さらに、関係省庁からの意見を聴取した。
- 令和5年（2023年）3月1日、火山議連総会・PT合同会合において、骨子として了承された。



改正の趣旨

課題	骨子
平成27年（2015年）改正により新設された避難確保計画の作成が十分に進んでいないとの指摘がある。	1 ✓ 市町村長が避難確保計画の作成等を援助 ✓ 火山防災協議会が市町村長をサポート
平成27年（2015年）改正により登山者等に関する情報の把握等の規定が追加されたが、火山災害時の登山者等の早期把握、安否確認に役立つ登山届の提出が進んでいないとの指摘がある。	2 ✓ 登山届の重要性を規定 ✓ 登山届提出の努力義務を明記 ✓ 地方公共団体が登山届提出の容易化に配慮
住民や登山者等の迅速な避難につなげるため、噴火警報等の情報の伝達を迅速かつ的確に行う必要がある。	3 ✓ 情報通信技術の活用等を通じた迅速かつ的確な情報伝達
国として、火山に関する観測・測量・調査研究を一元的に推進する必要がある。	4 ✓ 火山調査研究推進本部の設置
平成27年（2015年）改正を受けて火山専門家の育成が図られているが、より一層、国と地方公共団体が連携して人材を確保していく必要がある。	5 ✓ 国と地方公共団体の連携によるものも含めた火山専門家の育成及び継続的な確保
国民の火山防災の意識を高め、防災訓練等の実施を促す必要がある。	6 ✓ 火山防災の日（8/26）の制定